

大阪市平野区役所保健福祉課臨時的任用職員（事務職員）採用試験要項

令和8年6月3日
大阪市平野区役所

1 採用予定者数・受験資格・任用期間

| 採用予定者数 | 受験資格 | 任用期間 |
|--------------|--|--|
| 2名 (事務職員) | 次の(1)～(3)の要件をすべて満たす方 (1) 地方公務員法第16条各号に該当しない者 (2) Word、Excel などパソコンソフトの基本的な操作ができる者 (3) 令和8年7月1日時点、満18歳以上の者 ※学歴は問いません。 | 令和8年7月1日～令和8年12月31日 ※任用期間後、令和9年3月31日まで任用を更新する場合があります。 |

2 筆記（論文）試験

日時・場所 令和8年6月23日（火） 午後1時30分集合
平野区役所 3階 305会議室
※応募人数により場所については変更する場合があります。詳細な場所等は、「受験案内」により通知いたします。

方 法 論文試験 45分
課題に対する基礎知識、文章構成力及び表現力等について行います。

3 口述試験

日時・場所 令和8年6月23日（火） 筆記（論文）試験終了後に続けて行います。
平野区役所 3階 305会議室

方 法 主として人物について面接により行います。

4 試験の合否

筆記（論文）試験（75点満点）及び口述試験（75点満点）の結果により決定します。
試験結果については令和8年6月24日（水）付で受験者本人あてに通知します。
なお、結果については、口述試験受験者全員に通知します。

5 合格から採用まで

- ① 筆記試験及び口述試験の成績が一定基準以上で上位のものを合格とします。
- ② 受験者の成績が一定の水準に達しない場合は合格者数が採用予定数を下回る場合があります。
- ③ 合格者は大阪市平野区役所保健福祉課臨時的任用職員（事務職員）採用候補者名簿〔以下「採用候補者名簿」という。〕に、筆記試験及び口述試験の合計得点順で登録されます。
- ④ 採用候補者名簿の登録期間は令和9年3月31日までです。
- ⑤ 採用候補者名簿に登録されても、採用時期が採用予定日以降になる場合や採用されない場合があります。

- ⑥ 受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 受験手続

受験申込については、持参または郵送にて受け付けます。郵送の場合は必ず簡易書留で申込みください。

| | |
|-----------------|---|
| <p>申込方法</p> | <p>【受付期間】 令和8年6月3日（水）から令和8年6月17日（水）まで [持参の場合：平日午前9時から午後5時30分に受付します。土日祝日は受付しません。] 【郵送の場合：令和8年6月17日（水）当日必着】</p> <p>【提出先】 〒547-8580 大阪市平野区背戸口3丁目8番19号（平野区役所3階33番窓口） 大阪市平野区役所保健福祉課（担当：一與^{いちぐみ}） ※「臨時的任用職員採用申込書等在中」と朱書した封筒に下記①～②の書類を入れて送付または直接持参してください。 なお、簡易書留以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。 また、郵送料金不足の場合は受け付けません。</p> <p>【必要書類】 次の書類等に不備がある場合は試験を受験できないことがあります。 ①大阪市平野区役所保健福祉課臨時的任用職員（事務職員）採用申込書 1通 ※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。 ②申し立て書 1通 ※採用申込書等は本市所定の様式に限ります。 ※採用申込書等は上記の提出先での受け取り、郵送請求、または大阪市平野区役所ホームページから取得してください。</p> |
| <p>受験案内について</p> | <p>試験の時間等の詳細については、受付終了後に令和8年6月19日（金）午前9時から午後4時の間に電話により通知いたします。 なお、令和8年6月19日（金）午後4時になっても電話がない場合は担当までご連絡ください。</p> |

7 従事する職務等

| <p>職務内容</p> |
|---|
| <p>平野区役所保健福祉課における業務 主に障害者総合支援法等に基づく業務 [障がい者支援業務（日常生活用具の給付・住宅改修・NHK放送受信料減免等）、自立支援給付業務]、児童福祉法に基づく障害児支援業務、療育手帳業務、電話・窓口での対応に関する事、上記に付随するその他業務 ただし、上記以外の保健福祉課業務に従事いただく場合もあります。</p> |

8 勤務条件

| 勤務場所 | 平野区役所保健福祉課 | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|---|----------|----------|-----|-----|----|----------|-----|----|----------|-----|----|----------|
| 勤務日・勤務時間・休憩時間・休日・時間外勤務 | <p>① 勤務日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日まで</p> <p>② 勤務時間・休憩時間 午前9時から午後5時30分（休憩時間45分）</p> <p>③ 休日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日まで）</p> <p>④ 時間外勤務 必要に応じて従事していただきます。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 年次休暇 | 10日（令和8年7月1日から令和8年12月31日までの期間） ※任期が更新された場合は、その期間に応じた日数を追加付与します。 | | | | | | | | | | | | |
| 特別休暇 | <p>忌引休暇、結婚休暇、災害等による通勤時の出勤困難な場合</p> <p>生理休暇、妊娠障害休暇、産前産後休暇、配偶者分べん休暇、育児参加休暇、育児時間休暇、子の看護休暇、短期介護休暇、ドナー休暇 等</p> <p>その他、部分休業制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり</p> | | | | | | | | | | | | |
| 給料 | <p>令和8年6月3日時点の初任給（地域手当（給料月額の16%）を含む。）は、227,824円ですが、採用時には変更されることがあります。なお、職歴などがある方については、その経歴に応じて加算されることがあります。</p> <p>（例）職歴が民間企業の正社員（事務）の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>採用時年齢</th> <th>職歴（在職年数）</th> <th>初任給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22歳</td> <td>4年</td> <td>253,924円</td> </tr> <tr> <td>24歳</td> <td>6年</td> <td>265,988円</td> </tr> <tr> <td>26歳</td> <td>8年</td> <td>275,500円</td> </tr> </tbody> </table> | 採用時年齢 | 職歴（在職年数） | 初任給 | 22歳 | 4年 | 253,924円 | 24歳 | 6年 | 265,988円 | 26歳 | 8年 | 275,500円 |
| 採用時年齢 | 職歴（在職年数） | 初任給 | | | | | | | | | | | |
| 22歳 | 4年 | 253,924円 | | | | | | | | | | | |
| 24歳 | 6年 | 265,988円 | | | | | | | | | | | |
| 26歳 | 8年 | 275,500円 | | | | | | | | | | | |
| 通勤手当 | <p>上限：55,000円（1か月あたり）</p> <p>※任用開始日（任用切替日）の属する翌月（その日が初日であるときは、その日の属する月）から支給</p> | | | | | | | | | | | | |
| その他手当 | <p>超過勤務手当（※）、住居手当、扶養手当など</p> <p>※時間外勤務の勤務実績に基づき支給</p> | | | | | | | | | | | | |
| 期末勤勉手当・退職手当 | 本市職員基準により支給します。 | | | | | | | | | | | | |
| 社会保険等 | 大阪市職員共済組合 | | | | | | | | | | | | |
| 服務 | 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 上記以外の勤務条件について基本的に本務職員に準じたものになりますが、詳細については採用決定後お知らせします。 | | | | | | | | | | | | |

9 採用試験要項・申込用紙の請求

| | |
|-----------|---|
| 配布場所 | 大阪市平野区役所保健福祉課(区役所3階33番窓口)等 |
| 郵送で請求する場合 | 封筒の表に「臨時的任用職員(事務職員)採用申込書請求」と朱書し、角形2号の返信用封筒(A4判のノートが入る大きさ・180円切手〔速達の場合は480円切手〕貼付・郵便番号とあて先を明記)を同封し、大阪市平野区役所保健福祉課あて請求してください。 ただし、令和8年6月10日(水)以降の消印のものについては、事務手続き上、申込期日までに届かない場合があります。 |

10 試験結果の開示

試験の結果、不合格の場合には、次の要領で申し出ることにより、成績をお知らせします。

試験不合格者の得点(筆記・口述)及び順位については、令和8年6月29日(月)から令和8年7月3日(金)の間で(平日午前9時00分～午後0時15分、午後1時00分～午後5時30分)、大阪市平野区役所保健福祉課内において開示しますので、受験者本人が身分を証明できる書類(顔写真の添付のあるもの:運転免許証、パスポート又は学生証等)を持参のうえ、口頭で申し出てください。

11 備考

- ① この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ② 合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。
- ③ 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。
- ④ 試験当日は、本人確認書類を必ず持参してください。

*この試験についての問い合わせは

大阪市平野区役所保健福祉課(担当:一興^{いちくみ})

〒547-8580

大阪市平野区背戸口3丁目8番19号 平野区役所3階33番窓口

電話 06-4302-9857

〔 最寄り駅:Osaka Metro 谷町線「平野」駅
(7番出口から西へ徒歩5分) 〕

(参 考)

地方公務員法（抜粋）

〔欠格事項〕

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと